

改正等規程集

(改正日等：令和3年7月1日)

- 1 定 款
- 2 加盟団体規程
- 3 加盟団体の処分に関する規程
- 4 公益財団法人新潟県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン
- 5 倫理・コンプライアンス規程
- 6 倫理・コンプライアンス委員会規程
- 7 役員等選任規程
- 8 役員等候補者選出委員会規程
- 9 スポーツ仲裁に関する規程



公益財団法人新潟県スポーツ協会

1 公益財団法人新潟県スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人新潟県スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツを振興し、県民体力の向上を図りスポーツ精神を養うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技スポーツの振興と競技水準の向上に関する事
- (2) 生涯スポーツの振興と健康・体力の維持増進に関する事
- (3) 国民体育大会に関する事
- (4) スポーツ指導者の養成に関する事
- (5) スポーツ少年団の育成、整備及び拡充並びに青少年スポーツの推進に関する事
- (6) 地域スポーツクラブの育成、支援及び拡充並びに地域スポーツの推進に関する事
- (7) 広報・啓発に関する事
- (8) スポーツ医科学に関する調査・研究及びその振興に関する事
- (9) 顕彰に関する事
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資産調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財産法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員15人以上20人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は評議員1名、監事1名、事務局員1名及び次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者を含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議委員会がそれぞれ推薦することができる。

5 評議員選定委員会に評議員を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任として判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要す。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くことになるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 前各項に定めるもののほか、評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として再任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事、監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年6月に1回開催するほか、臨時評議員会として3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた副会長が招集する。

3 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、可否同数の場合に決する以外は、評議員としての決議に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に

定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選任された2名以上が記名押印しなければならない。

(運営規程への委任)

第20条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款の定めによるもののほか、評議員会において別に定める。

第6章 役員等

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20人以上30人以内

(2) 監事 3人以上

2 理事のうち1名を会長とし、5名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は評議員会の議決によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決により、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事に、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(役員等の責任の軽減)

第28条 この法人は、役員等の法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、同法第198条において準用する第114条第1項の規定により、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長)

第29条 この法人に、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長は、理事の権限を有せず、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた副会長が招集する。

(決議)

第33条 理事会の議決は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の場合は議長の決すところによる。

2 前項の場合において、議長は、可否同数の場合に決す以外は、理事として

の決議に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には会長のほか、出席した監事が記名押印しなければならない。

(運営規程への委任)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款の定めによるもののほか、理事会において別に定める。

第8章 加盟団体等

(加盟団体)

第36条 この法人は、第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、この法人と連携及び協働する次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。

(1) 県内においてスポーツを種目別に統括する団体（以下「加盟競技団体」という。）であって、この法人に加盟したもの

(2) 県内において学校体育を統括する団体（以下「加盟学校体育団体」という。）であって、この法人に加盟したもの

(3) 市町村においてスポーツを総合的に統括する団体（以下「加盟市町村スポーツ・体育団体」という。）であって、この法人に加盟したもの

(4) 前3号に定めるもののほか、県内においてスポーツの振興を図る団体であって、この法人に加盟したもの

(加盟)

第37条 前条の加盟団体になろうとする団体は、理事会の決議を経て加盟することができる。

(脱退及び処分)

第37条の2 第36条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付した届を提出し、理事会の決議を得なければならない。

2 加盟団体が第36条に掲げる資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として不相当と認められたときは、別に定めるところにより、理事会及び評議員会の決議を経て、退会を含む処分をすることができる。

(加盟団体必要事項)

第37条の3 前3条に規定するもののほか、加盟団体について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

2 加盟団体は、前項により定められたところを守らなければならない。

第9章 委員会

(専門委員会及び特別委員会)

第38条 この法人に、専門委員会及び特別委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、第4条の事業の執行に係る必要な事項について調査・研究・

審理する。

3 特別委員会は、第4条の事業の内、特定の事柄に関する事項について調査・研究・審理する。

4 専門委員会及び特別委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会が別に定める。

第10章 事務局

(設置)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任命する。

4 事務局の組織及び運営並びに職員その他必要な事項は、理事会が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(公益認定取消等に伴う贈与)

第41条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（この権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が精算する場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法及び情報公開等

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子広告により行う。

2 やむを得ない事由によって前項の方法により公告することができない場合は、新潟県で発行される新潟日報紙に掲載することにより行う。

(情報公開)

第44条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報保護)

第45条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補 則

(委 任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は馬場潤一郎とし、最初の業務執行理事は板屋越麟一、小林宏一、佐藤敏、棚橋進、立川克雄とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

広川俊男 西原康行 武藤克己 中村稚枝子 田中栄二 尾身孝昭 若杉爾
梅津雅之 佐藤明 緒方和男 藤巻健一 坂上昭 原野司 馬場伸行
柴山義栄 西方勝一郎 佐藤真 廣田幹人

別表第1 基本財産（第5条関係）

財産種類	場所・物量等
定期預金	第四銀行 姥ヶ山支店 26,400,000円
	北越銀行 新潟東支店 500,000円

5 平成30年4月1日改正

6 令和3年7月1日改正

2 公益財団法人新潟県スポーツ協会加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第37条の3の規定に基づき、加盟団体に関する事項について必要な事項を定める。

(加盟団体)

第2条 定款第36条に規定する加盟団体（以下「加盟団体」という。）は、定款に定める本会の目的に賛同し、本会と連携及び協働する団体であり、次のとおりとする。

- (1) 県内においてスポーツを種目別に統轄する団体（加盟競技団体）
別表1に掲げる団体
- (2) 県内において学校体育を統轄する団体（加盟学校体育団体）
別表2に掲げる団体
- (3) 市町村においてスポーツを総合的に統轄する団体（加盟市町村スポーツ・体育団体）
別表3に掲げる団体
- (4) 前3号に定めるもののほか、県内においてスポーツの振興を図る団体であつて本会に加盟したもの（その他加盟団体）

(加盟団体の使命)

第2条の2 加盟団体は、社会的存在としての責務を自覚し、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、次の取組みを自主的・自律的に行わなければならない。

- (1) 本会及び他の加盟団体等と連携及び協働の上、スポーツの普及・推進及び競技力の向上に尽力すること。
- (2) スポーツに携わる者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展を図ること。
- (3) スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保した組織運営等を行い、ガバナンスの強化・充実及びコンプライアンスを徹底し、スポーツ・インテグリティの向上を図ること。
- (4) スポーツを通じて、多様な人々が共生する平和と友好に満ちた持続可能で豊かな社会の創造に寄与すること。

(加盟団体の権限)

第2条の3 加盟団体は、次の権限を有する。

- (1) 本会会長等が招集する会議等に参加すること。
- (2) 本会が行う事業に参画又は応募すること。
- (3) 本会が加盟団体を対象として行う意見募集に応募すること。
- (4) 組織運営等に関して本会の指導又は助言を求めること。
- (5) 本会の加盟団体であることを称すること。
- (6) 本会が提供した情報を取得すること。

(遵守すべき事項)

第2条の4 加盟団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の適合状況について、自己説明及び公表を年1回実施しなければならない。

2 加盟団体は、前項に加えて、次の事項に取り組まなければならない。

- (1) 関係法令及び加盟団体に適用する本会諸規程等を遵守し、かつ必要となる諸規程を整備したうえで、それに基づき組織運営等を行うこと。
- (2) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (3) アンチ・ドーピング規程の遵守、その他アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。
- (4) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。
- (5) 役職員等の関係者に、本会の倫理・コンプライアンス規程第3条及び第4条に定める事項を遵守させるとともに、本会が定める「倫理に関するガイドライン」に則り、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営等を行うこと。

(報告及び届出義務)

第2条の5 加盟団体は、毎事業年度開始から1月後までの間に、次の書類を本会に届け出なければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

2 加盟団体は、毎事業年度終了後3月以内に、次の書類を本会に届け出なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 財務諸表又は収支決算書
- (3) 直近の役員名簿

第2条の6 加盟団体は、定款、登記事項、規約、その他本会に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面をもって本会に届け出なければならない。

2 加盟団体は、各団体の組織運営等に関する本会からの問合せに対し、適切に対応しなければならない。

(加盟団体会費)

第3条 加盟団体が納入する会費は、理事会において別に定める別表4の額を本会の加盟団体会費（以下「会費」という。）とし、それぞれの加盟団体は、毎年5月末日までに定められた会費を納入しなければならない。ただし、新たに加盟を認められた団体にあつては、別に指定する日までに納入するものとする。

2 加盟団体が、定款第37条の2第1項により脱退し又は同条第2項により退会した場合において、退会となった日に会費を未納している場合には、直ちに納付しなければならない。

3 納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会費の使途)

第4条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50パーセント以内を当該年度の法人会計に使用する。

(加盟手続)

第5条 定款第37条により、新たに本会の加盟団体になろうとするときは、その代表者から次の書類を本会へ提出し、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 定款（法人でない団体にあつては規約）
- (3) 役員名簿
- (4) 組織図及び所属団体一覧
- (5) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (6) 前年度の事業報告書及び財務諸表又は収支決算書
- (7) 登記事項証明書
- (8) 前各号のほか、本会が必要に応じて提出を求める場合には、その書類

(脱退手続)

第6条 定款第37条の2第1項により、本会に加盟する団体が脱退しようとするときは、その代表者から次の書類を本会へ提出し、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 脱退届
- (2) 脱退理由書
- (3) 前各号のほか、本会が必要に応じて提出を求める場合には、その書類

(検査)

第7条 本会は、加盟団体の適正な組織運営等を確保するため、加盟団体に対し、定期的に、又は必要に応じて、その組織運営等に関する検査を行うことができる。

(指導)

第7条の2 本会は、加盟団体の組織運営等に疑義が生じた場合、加盟団体に対し、必要な指導を行い、改善を求めることができる。

(調査)

第7条の3 本会は、加盟団体の組織運営等に問題が発生した場合やそのおそれがあると認められる場合、加盟団体に対し、その組織運営等の状況に関し報告を求め、又は本会の職員等に、加盟団体の事務所を訪問し、その組織運営等の状況を調査させ、帳簿、書類その他の資料を閲覧、謄写させ、若しくは加盟団体役員等の関係者に質問させることができる。

(協力義務)

第7条の4 加盟団体は、第7条、第7条の2及び第7条の3に定める本会の監督行為に対して、協力しなければならない。

(処分)

第8条 加盟団体が、定款第36条に定める組織を有しないこととなったとき、定款第37条の2第2項に該当すると認められるとき、第2条の4から第3条、第7条の4に定める義務等を怠る等組織運営等に適正を欠いたとき、又は本会の

加盟団体として不適当と認められるときは、次の処分を行う。

- (1) 注意
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会

2 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

3 処分に伴い、本会と当該加盟団体が連携する事業の取り扱いは、理事会で決定する。なお、当該事業の中止に伴い損害が発生した場合は、当該加盟団体が費用を補償しなければならない。

(不服申立)

第9条 本会の決定した処分に不服があるときは、本会及び当該加盟団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(その他)

第11条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年3月13日から施行する。
- 2 財団法人新潟県体育協会加盟規程（昭和42年4月17日）は廃止する。

平成13年5月30日一部改正

平成16年3月23日一部改正

平成16年5月26日一部改正

平成16年12月1日一部改正

平成17年4月1日一部改正

平成17年5月27日一部改正

平成17年12月21日一部改正

平成18年4月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成24年4月1日改正

平成26年12月17日一部改正

平成30年4月1日改正

令和3年7月1日改正

別表1～4 (略)

3 公益財団法人新潟県スポーツ協会加盟団体の処分に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）加盟団体規程第8条により、加盟団体に対する処分に関する手続き及び内容について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、加盟団体規程第2条に定める加盟団体に対して適用する。

第2章 処分の手続き

(処分の手続き)

第3条 対象となる事案に係る処分の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 事案が判明した時点において、事務局により、当該団体に対し事実確認を行い、倫理・コンプライアンス委員会へ報告する。
- (2) 倫理・コンプライアンス委員会は事務局からの報告内容について審議し、処分案を理事会へ上程する。
- (3) 処分案の内、注意、勧告及び資格停止は理事会で決定することとし、退会については理事会での決議の後、評議員会へ上程する。
- (4) 倫理・コンプライアンス委員会での審議過程においては、原則として、処分案を当該団体に提示し、弁明の機会を設けることとする。ただし、提示した処分案に対し当該団体の同意がある場合、または当該団体が弁明の機会を拒否もしくは無断欠席した場合はこの限りではない。

(処分の決定)

第4条 本規程第5条に定める処分は、前条の手続きを経て以下のとおり決定する。

- (1) 注意及び勧告は、理事会出席理事の過半数の同意により決定
- (2) 資格停止は、総理事の過半数の同意により決定
- (3) 退会は、総理事及び総評議員の過半数の同意により決定

第3章 処分の種類及び内容

(処分の種類及び内容)

第5条 処分の内容は、次のとおりとする。

- (1) 注意
口頭または書面により、是正・改善を求める。
- (2) 勧告
書面により、是正・改善並びに改善計画書の提出を求める。
- (3) 資格停止
書面での通知を以って、一定期間、本会加盟団体規程第2条の3に定める加盟団体としての権限を停止する。

(4) 退会

書面での通知を以って、当該団体を本会から退会させる。

- 2 処分後、当該団体における是正・改善状況を見極めた上で、本規程第3条及び第4条の手続きを経て、処分の種類及び内容を変更できる。

第4章 不服申立

(不服申立)

第6条 加盟団体規程第8条に基づき、本会の決定した処分に不服があるときは、本会及び当該団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。その際、当該団体は、本会による処分決定の日から60日以内に公益財団法人日本スポーツ仲裁機構にこの仲裁を申立てるものとする。

第5章 その他

(その他)

第7条

- (1) 処分の対象となる事案が、一定期間を経て判明した場合、事案が発生した時点から起算して、この規程を適用することができる。
- (2) この規程に定める事項以外については、別途倫理・コンプライアンス委員会で協議の上、理事会において決定する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

4 公益財団法人新潟県スポーツ協会及び加盟団体における 倫理に関するガイドライン

令和3年3月12日理事会決議
令和3年7月1日施行

〈 趣 旨 〉

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）及び加盟団体は、新潟県のスポーツの普及振興を図っていくという高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っている。

したがって、所属する役・職員はもとより、監督、コーチ、審判員、登録競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することで、スポーツの健全性・高潔性を保ち続けることが求められる。

しかしながら、近年、スポーツ団体において、反倫理的行為（指導者の競技選手に対する暴力、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の各種ハラスメント、差別及び薬物乱用など）あるいは補助金などの不適切処理又は横領など、訴訟にも及ぶ法的問題が発生していることは、誠に憂えるべき事態であるとともに、自らの組織団体においても十分な留意が必要である。

このような状況をも十分に考慮し、本会及び加盟団体においては、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要があるため、そのために必要な倫理に関する諸事項をガイドラインとしてまとめたものである。

本会及び加盟団体においては、役・職員、公認スポーツ指導者（監督、コーチを含む）、主催・共催など関連するスポーツ競技会・行事などに携わる審判員をはじめとする運営関係者及び登録競技者等を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、次の各事項に照らし、早期に必要な規程の整備を図ることが望まれる。

I 反倫理的行為に起因する事項

1 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

役・職員をはじめ監督、コーチ等現場指導者に対しては、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底することが求められる。

(1) 組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。

特に監督・コーチ等の指導的立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力、パワー・ハラスメント行為と受け取られるような行いには十分留意する

こと。

- (2) スポーツを行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力、パワー・ハラスメント行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。

2 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

当該団体の役・職員、監督、コーチ等現場指導者及び登録競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

- (1) 安易に性的・性差別的言動や表現及び相手が不快に感じるような言動、表現、行為などを行うことは、厳に慎むこと。
- (2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
- (3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになることを認識すること。
- (4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して毅然として「不快である」旨を、はっきりと意思表示をすること。
(注意…無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。)

3 アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

監督、コーチ等指導的立場にある者はもとより、登録競技者等に対して、徹底した啓発活動を行っていくこと。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。

国民体育大会のドーピング・コントロール検査実施を契機に、本会及び加盟団においては、これまで以上にアンチ・ドーピングの教育・啓発活動の積極的な展開を図ること。

- (2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品等によっては、ドーピングの禁止薬物等が含まれている場合もあるため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。
- (3) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- (4) 大麻等薬物の使用は違法であり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

4 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等の関係の在り方について

相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めること。

- (1) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
- (2) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等をスポーツ競技会・行事などに携わる関係者及び競技者等に与えないこと。
- (3) プライバシー（個人的人権）の問題については、役員・監督・コーチ・審判員等指導的立場にある者及び競技者等がそれぞれ十分配慮すること。

II 不適切な経理処理に起因する事項

1 経理処理について

本会及び加盟団体は、公的な組織であることを認識し、適切な会計基準を作成し、その基準及び各団体の経理規程に則り正しい経理を行うとともに、内部牽制組織及び監事並びに外部監査人による監査体制の確立に務めること。

- (1) 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。
- (2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役・職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるように努めること。
- (3) 業者等との契約の際には、利益相反になることを避けるとともに、契約書に暴力団排除条項を記載し、暴力団等反社会的勢力でないことを表明・確約させること。

2 不正行為について

本会及び加盟団体は、次に示すような行為は、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

- (1) 組織内・外の金銭の横領など
- (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
- (3) 組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- (4) 組織内・外における不適切な指導又は監査

III 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項

本会及び加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うこと。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

IV その他、一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても、社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

また、本会及び加盟団体は、次に示すような反社会的行為を、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

- (1) 違法賭博
- (2) 暴力団等反社会勢力との交際など

〈 参 考 〉

ガイドラインに基づく基本的な整備事項等

本会加盟団体は、本「ガイドライン」に基づき、以下の事項について整備を図ることとする。

(1) 倫理に関する規程の整備

本会倫理・コンプライアンス規程を参照のうえ、加盟団体における倫理に関する規程の作成や改定等の整備を図ることとする。

(2) 倫理委員会又は準ずる組織の設置（同委員会等規程の整備）

(3) 不祥事予防のための意識啓発活動等の実施

本ガイドラインは、身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為やセクシュアル・ハラスメント等について明記しているが、それぞれの事項の予防対策については、次の例を参考に考慮すること。

〈例：セクシュアル・ハラスメントの予防対策について〉

- ・ 方針明確化のための方法……方針については、諸規則等に明確に規定する。
- ・ 意識改革・啓発のための方法……各種大会・行事等の参加者等への指導徹底、研修会の実施、ビデオ・パンフレット・手引き等の作成、機関紙への掲載、アンケートの実施等による意識啓発活動を行う。
- ・ 相談・苦情窓口の設置のための方法……相談窓口や相談電話等の設置、専門担当者の配置、組織外の専門機関への委託等による対応窓口を設置する。また、その設置についての周知徹底をパンフレット・ウェブサイト等により図る。
- ・ 事後の対応方法……役・職員人事担当、相談窓口、苦情処理委員会、顧問弁護士、カウンセラー等による事後の対応を図る。

(4) 不祥事発生後の処理

加盟団体は、不祥事が発生した場合、当該団体が定める倫理に関する規程に基づき迅速かつ適切な処理を行うこと。その際、発生事案の重要性によっては、その内容と経過等について、本会に速やかに報告を行うこと

5 公益財団法人新潟県スポーツ協会倫理・コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）の組織運営、スポーツ推進等に係わる全ての関係者が、スポーツの意義と価値に立ち返り、本会が果たすべき社会的使命と役割を自覚するとともに、「公益財団法人新潟県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者は、評議員、役員、名誉会長、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに本会諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは定款第10条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは定款第21条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 名誉会長とは定款第29条に規定する名誉会長をいう。
- (4) 委員会委員とは、新潟県スポーツ少年団役員及び定款第38条に規定する専門委員会及び特別委員会の委員長並びに委員等をいう。
- (5) 職員とは定款第39条に規定する事務局職員をいう。
- (6) 本会諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）とは公認スポーツ指導者、スポーツ少年団登録者及び本会主催事業の運営に関わる者並びに参加者をいう。

(基本的責務)

第3条 役職員等及び登録者等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係諸規程等を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

- 2 「公益財団法人新潟県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践すること。

(遵守事項)

第4条 役職員等及び登録者等は、本会の各事業執行にあたり、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 暴力、暴言、各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を行わないこと。
- (2) スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保した組織運営等を行い、ガバナンスの強化・充実及びコンプライアンスを徹底し、スポーツ・インテグリティの向上を図ること。
- (3) 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮すること。
- (4) 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己

の利益を図ることや斡旋・強要をしないこと。

- (5) 補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行わないこと。
- (6) 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取ること。
- (7) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と関係を持たないこと。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 役職員は、その職務の執行に際し、本会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本会が定める所定の手続きに従わなければならない。

(倫理・コンプライアンス委員会の設置)

第6条 この規程の実効性を確保するため、本会に倫理・コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会が別に定める。

(違反者の処分等)

第7条 役職員等及び登録者等に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、担当理事は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役職員等及び登録者等がこの規程に違反する行為があったと認められる場合には、委員会の意見を聴いたうえ、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 評議員及び役員等の解任については、定款第11条及び第26条に基づき取り扱うものとする。
- (2) 名誉会長及び委員会委員等の解任については、理事会の決議による。
- (3) 職員等の処分については、本会就業規則に基づき取り扱うものとする。ただし、事務局長及び重要な職員については、理事会の決議によるものとする。
- (4) 登録者等については、理事会の決議により相当な処分をするものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(その他)

第9条 この規程に定めるものの他、必要な事項は倫理・コンプライアンス委員会が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人新潟県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日改正

令和3年7月1日改正

6 公益財団法人新潟県スポーツ協会 倫理・コンプライアンス委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）倫理・コンプライアンス規程（以下「規程」という。）第6条に規定する倫理・コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(所管)

第2条 委員会は、次の事項を所管する。

- (1) 本会役職員等の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 規程第7条に規定する意見を述べること。
- (3) 加盟団体規程第8条に規定する加盟団体の処分に関すること。

(委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員は、理事及び学識経験者の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。

2 委員長は、会長が委員の中から委嘱し、委員会を代表して会務を統括する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

4 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会において定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

7 公益財団法人新潟県スポーツ協会役員等選任規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第22条に定める役員を選任及び第11条に定める評議員の選任について定める。

(役員等の制限年齢)

第2条 役員及び評議員（以下「役員等」という。）は、就任時において、その年齢が満75歳未満でなければならない。ただし、会長が役員として再び選任される場合についてはこの限りでない。

(役員等の任期の制限)

第3条 役員等は、連続して3期を超えて就任することができない。ただし、会長、副会長、専務理事、常務理事及び名誉会長についてはこの限りでない。

(役員を選任方法)

第4条 定款22条に定める役員は、次に掲げる区分から、役員等候補者選出委員会が理事候補者及び監事候補者を定め、評議員会に推薦し、評議員会において選任する。

- (1) 定款第36条に定める加盟団体関係者
- (2) 企業スポーツ関係者
- (3) 学識経験者

(評議員の選任方法)

第5条 定款第11条に定める評議員は、次に掲げる区分から、役員等候補者選出委員会が評議員候補者を定め、評議員選定委員会に推薦し、評議員選定委員会において選任する。

- (1) 定款第36条に定める加盟団体関係者
- (2) 企業スポーツ関係者
- (3) 教育機関関係者
- (4) 報道関係者
- (5) 学識経験者

2 理事会又は評議員会は、定款第11条第4項の定めにより、それぞれが評議員候補者を評議員選定委員会に推薦することができる。

(役員等候補者選出委員会)

第6条 この規程の実効性を確保するために、本会に役員等候補者選出委員会を設置する。

2 役員等候補者選出委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(その他)

第8条 この規程に定めるものの他、必要な事項は役員等候補者選出委員会が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成13年3月13日から施行する。
- 2 役員選出内規（昭和56年9月21日施行）は、廃止する。
平成21年3月3日改正
平成30年4月1日改正
- 3 この規程は、令和3年7月1日から施行する。
- 4 役員選出内規（平成13年3月13日施行）は、廃止する。

8 公益財団法人新潟県スポーツ協会役員等候補者選出委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）役員等選任規程（以下「規程」という。）第6条に規定する役員等候補者選出委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(所管)

第2条 委員会は、次の事項を所管する。

- (1) 規程第4条に規定する理事候補者及び監事候補者を定め、評議員会に推薦すること。
- (2) 規程第5条に規定する評議員候補者を定め、評議員選定委員会に推薦すること。

(委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員は、次の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。

- (1) 本規程第2条第1号の事項の委員については、評議員及び学識経験者とする。
 - (2) 本規程第2条第2号の事項の委員については、理事及び学識経験者とする。
- 2 委員長は、会長が委員の中から委嘱し、委員会を代表して会務を統括する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会において定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

9 公益財団法人新潟県スポーツ協会スポーツ仲裁に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）が行ったスポーツ競技又はその運営をめぐる紛争について、スポーツに関する法及びルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するべく設立された公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の仲裁によって迅速かつ公正中立に解決することを目的とする。

(仲裁の申立て)

第2条 本会が行ったスポーツ競技又はその運営に関する決定に対して不服がある競技者等からの不服申立てについては、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」（以下「規則」という。）に基づく仲裁により、解決されるものとする。

2 前項に規定する競技者等とは、規則第3条第2項の規定によるものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。